

# 平成18年固定資産評価替えについて

## 一部路線価方式へ移行

固定資産税は町の貴重な自主財源であり、固定資産の価格については課税の公正を基本に「適正な時価」を課税標準にして課税されます。

土地、家屋については3年ごとに評価額を見直す制度がとられています。

評価替えはこの間における、資産価格の変動に対応し、評価額を適正な均衡のとれた価格に見直す作業です。昨年から作業を進めていますが、地価公示価格、都道府県地価調査価格、不動産鑑定評価価格などを参考に決定していきます。

### 1 地価が下落しているのに土地の税額があがるのは?

税負担の公平の観点から、※負担水準の高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を引き上げていく仕組みとなっています。

(※負担水準: 評価額に対する前年度課税標準額の割合)

### 2 旧大根占町の市街地は路線価による評価へ

旧大根占町市街地の地籍調査が完了したことに伴い、今回の評価替えでは、城元、馬場、城ヶ崎地区について、従来の「その他の宅地評価法」(標準値比準方式)から、「市街地宅地評価法」(路線価方式)に変更します。

これは、比較的厳密な計算を行う必要が認められる地域、すなわち市街地的な形態を形成する地域にあっては、路線価方式が固定資産評価基準において最も妥当な宅地の評価方法と規定されているからです。

### 3 算定額のあらまし

固定資産は、次のような手順で税額が決定され、納税者に通知されます。

1

固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

2

課税標準額×税率(1.4%)  
=税額となります。

3

税額等を記載した課税証明書、納税通知書を納税者あてに通知します。

## 交通事故 防止運動

年末年始の交通事故防止運動が1月10日まで実施されます。

高齢者の事故防止、飲酒運転の根絶、夕暮れ・夜間ににおける事故防止を心がけ、交通事故が起きないように気をつけましょう。



「年金なんてまだ先のこと」と考える人もいますが、国民年金は老後の生活保障だけでなく、万が一スポーツやレジャー等で何かをし、障害が残ったときなどにも皆さんを守ってくれます。活動的な若い皆さんこそ、もしもの場合に備える国民年金が重要だとともいえます。また、学生で保険料を納めることができ困難なときは保険料を後払いできる「学生納付特例制度」、学生でない方は「若年者納付猶予制度」などがありますのでご利用ください。手続きは、役場住民課又は支所民生課の国民年金担当窓口です。

新成人の皆さん、ご成人おめでとうございます。国民年金の手続きはお済みですか。20歳になつたけれど手続きを忘れていた、という方には、ご自宅に届書をお送りしていると思います。

## 20歳になつたら国民年金

## 年金だより

